

生産緑地における変更届について

現在、所有する生産緑地において、次の登記事項に変更があった場合は、生産緑地変更届を提出してください。

- (1) 所有権移転された場合
- (2) 所有者の住所が変更された場合
- (3) 分筆、合筆及び地積更正等を行った場合

※ 本市が所管する生産緑地指定台帳については、指定当時に提出いただいた登記事項証明書（土地登記簿謄本を含む。）を基に作成、管理をしています。

そのため、登記事項等を変更された場合で生産緑地変更届を行っていない土地については、生産緑地に係るお知らせ（申出基準日や指定期限日）が届かない場合があります。

また、登記事項を変更せずに記載内容と異なる住所等にお住まいの方につきましても、同様にお知らせが届かないため、あらかじめ法務局で手続きを行っていただいたうえで、生産緑地変更届を提出してください。

1 提出書類

変更届については、以下の書類（各 1 部）を提出してください。

- ① 生産緑地変更届（様式 24）
- ② 位置図（縮尺 1/2500 以上の地図又は住宅地図等）
- ③ 登記事項証明書（発行日から 3 箇月以内のものに限る。）
- ④ 公図の写し（発行日から 3 箇月以内のものに限る。）
- ⑤ 地積測量図
- ⑥ 仮換地地積証明書及び仮換地指定図（当該農地等が土地区画整理事業施行区域内にある場合）

2 提出先

都市計画局都市企画部都市計画課（京都市役所 分庁舎 2 階）